

## 久喜市文書取扱規程の一部を改正する訓令

久喜市文書取扱規程（平成22年久喜市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

（公印の使用）

第26条 起案者は、施行する文書が次の各号のいずれかに該当するときは、久喜市公印規則（平成22年久喜市規則第13号）の定めるところにより公印を押印しなければならない。

- （1） 法令等（法律及び法律に基づく命令並びに条例及び規則をいう。）において公印の押印を要することとされている文書
- （2） 相手方の権利又は義務に重大な影響を及ぼす可能性のある文書
- （3） 身分、資格その他特定の事実を証明する文書
- （4） 前3号に掲げるもののほか、公印の押印が特に必要であると主務課長が認めた文書

別表第2中「（20） 前各号」を「（20） （1）から（19）まで」に、「（8） 前各号」を「（8） （1）から（7）まで」に、「（6） 前各号」を「（6） （1）から（5）まで」に、「（5） 前各号」を「（5） （1）から（4）まで」に改める。

### 附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。